

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第8号

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「健康の増進及び」を削る。

第3条第1項第5号中「健康増進室等」及び「健康の増進及び」を削る。

第4条の表健康増進室の項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第11条第2号中「規則」を「墨田区規則（以下「規則」という。）」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。